

⇨ 財産に所有権の争いがある場合の相続税の申告

Q : 先日父が亡くなり、現在遺産分割協議を進めていますが、相続財産の中に、他人と所有権を争って裁判中の土地があります。この場合、相続税の申告はどのようにすれば良いですか？

A : 所有権の争いのある土地もいったん相続財産に含めて申告し、その後、裁判で他人の所有権が確定した場合には、税務署長に対して更正の請求をすることにより、過払分の相続税の還付を受けることができます。

【解説】

相続財産の中に、所有権の帰属について裁判中の財産がある場合には、その財産も含めて相続税の申告を行う方が無難です。心情的には、被相続人の財産になるかどうかわからない財産まで含めて相続税を計算するのは腑に落ちないでしょうが、裁判中の財産を含めずに申告し、後で被相続人の所有権が確定した場合には、修正申告が必要となり、追加の相続税額はもちろん、延滞税や過少申告加算税も課されることになるからです。

逆に、裁判中の財産をいったん相続財産に含めて申告しておき、後で他人の所有権が確定した場合には、その確定した日の翌日から2月以内に税務署長に対して更正の請求をすることにより、過払分の相続税を還付してもらえらるほか、一定の起算日から還付の支払決定日までの期間の日数に応じ、還付金額に年4.1%（平成16年度対応分）の割合で計算した還付加算金が支払われます。

